



市役所の組織を一部変更

経済課と産業振興課を
4月1日から一部変更します。



お問い合わせ先
行政改革推進室(総務課内)
☎ 0986-76-8801

行政改革大綱による再編

合併後の職員減による住民サービスを低下させないため、

行政改革大綱により、毎年組織の再編を実施しています。

また、今後も行政改革大綱に基づき組織の再編を行いますので、皆様のご理解をよろしくお願いします。

お気をつけください

4月1日からの組織を下記のとおり変更します。市役所にお越しの際に、お分かりにならない場合は、近くの職員へお尋ねください。

部制を廃止

これまで総務部、市民福祉部、産業経済部、土木部の4部制を施行していましたが、4月より廃止し、課制に移行しました。これに伴う業務の変更等はありません。

各支所の一部変更された係

支所	階	課名	3月31日まで
末吉	1階	経済課	商工観光係
			特産園芸係
			有機農業係
			推進室
			—

	4月1日から	形態
曾於市 ブランド 推進室	商工観光係	移行
	特産園芸係	統合
	—	特産園芸係で対応
	ブランド推進係	新設

支所	階	課名	3月31日まで
大隅	2階	産業振興課	農政係
			商工観光係

	4月1日から	形態
	農政商工係	改称
	—	農政商工係で対応

支所	階	課名	3月31日まで
財部	2階	産業振興課	農政係
			商工観光係

	4月1日から	形態
	農政商工係	改称
	—	農政商工係で対応



↑キオビエダシャクの成虫



キオビエダシャクの幼虫→

キオビエダシャクの発生に注意

イヌマキへの被害にご注意ください。

お問い合わせ先

経済課・産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8808

大隅 ☎ 099-482-5950

財部 ☎ 0986-72-0940



キオビエダシャクの発生

イヌマキの葉を食い荒らす害

虫「キオビエダシャク」の発生

が予想されます。

庭などにイヌマキを植栽して
いるご家庭は十分注意してください。
大発生すると薬剤による
防除が必要な場合もあります。

キオビエダシャクとは?

キオビエダシャクは、幼虫の
時期はシヤクトリ虫で、頭や尻
体の側面がオレンジ色をしてお
り、ほかの部分は灰色と黒色の
まだら模様です。

成虫になると、全体的に濃い
紺色で、羽に黄色の帯がある美
しい蛾（ガ）となり、昼間飛び

回ります。
イヌマキの木を揺ると、幼
虫が糸を吐いて垂れ下がってき
ます。

幼虫のみが、マキ科のイヌマ
キとラカンマキ、ナギの葉を食
害します。その他の樹木や人体
に影響はありません。

キオビエダシャクの駆除法

キオビエダシャクが発生した
ら、幼虫の発生が少ない場合は、
木を揺すつて落ちた虫を捕殺し
ます。また、木の根元の土中に
茶褐色をした紡錘型のサナギが
いますので、掘り出して捕殺し
ます。成虫は、補虫網で捕獲し

ます。
もし、幼虫が大発生している
ときは、薬剤散布が効果的です。
ただし、薬剤散布は幼虫を殺す
には効果がありますが、成虫や
サナギ、卵には効果がありません。

薬剤は、次のいずれかを使用
してください。
①トレボン乳剤の4000倍希
釀液（水4トルあたり薬剤1
cc）
②スプラサイド乳剤の1500
倍希釀液（水1.5トルあたり薬剤
1 cc）

薬剤は、農薬取扱店（農協、
園芸専門店、ホームセンター等）
で購入してください。なお、ス
プラサイド乳剤は劇物のため、
購入の際に印鑑が必要です。

薬剤散布の注意点

①薬剤散布を行う前には、あら
かじめ近所の方にも連絡し、
周辺の農作物や通行人等に飛
散しないように注意しますよ
う。

②薬剤散布は、日中の暑い時
間帯を避け、風がない朝夕の
涼しい時間帯に行い、薬剤が
ムラなく葉の裏にもかかるよ
うにします。（幼虫は葉
の裏にもいます）

③薬剤の使用にあたっては、ラ
ベルの説明書を読んで、記載
内容に従って正しく使用しま
しょう。
④薬剤の希釀倍数を間違えない
ようにします。（希釀倍
数より濃い濃度での散布はで
きません）
⑤薬剤散布の際は、薬剤が体に
付着しないようにマスク、手
袋、帽子、長靴、雨合羽など
を着用しましょう。
⑥薬剤散布後はすぐにうがいや
洗顔を行い、手足等を石鹼で
洗つて、衣類は下着まで着替
えましょう。



今年は固定資産税評価替えの年です

曾於市全体の課税が公平に行われるよう評価方法を統一します。



お問い合わせ先

税務課・地域振興課
末吉 ☎ 0986-76-8804
大隅 ☎ 099-482-5922
財部 ☎ 0986-72-0932

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方に納めていただけ税金です。固定資産の評価替えは、3年毎に土地・家屋の評価を見直します。本市は、旧町ごとに行つていた評価を、市全体の課税が公平に行われるよう平成21年度の評価替えで見直し、評価方法を統一します。

土地 状況類似地区の設定

土地を評価するには、まず市内の土地を用途などの状況に応じて区分します。

宅地の評価方法

状況類似地区の標準的な宅地について、不動産鑑定士による鑑定を行い、鑑定価格を基に一筆ごとの土地の評価額を算定します。

地目の認定

土地の地目が変更になつた場合は、法務局への申請が必要です。しかし、地目の変更がされていなきものがあるため、固定資産税は登記簿上の地目にかかりなく土地の状況に応じて評価を行います。不明瞭な所は現地調査を行い、現況に合わせた

課税となるよう現況地目を認定します。

雑種地の評価方法

雑種地の評価方法には、近くの宅地の評価額に基づいて評価しているものと、独自の評価をしているものがあります。

今回の評価方法は、その土地の状況に応じて評価方法を統一します。

家屋

家屋は、建築年数が経過するほど、評価額は下がりますが、家屋が存在する限り使用価値があるため、最低価格に達した後に変わることはほとんどありません。なお、今回の評価替えでは、家屋の評価替えに用いる数値が改正されたため、評価額が上昇することがあります。上昇した家屋は、平成20年度分の評価額に据え置きます。

閲覧できる方

固定資産税の納稅義務者、固定資産税の納稅義務者の代理人、借地借家人など

土地・家屋価格の縦覧

土地や家屋の評価が他の土地や家屋と比較し確認できる帳簿が閲覧できます。

課税台帳の閲覧

所有する土地・家屋の課税台帳（名寄帳）が閲覧できます。（電話ではお答えできません）

土地・家屋価格などの縦覧

事前に課税内容を確認したい方は、課税台帳を閲覧できます。直接、税務課か地域振興課税務係までお越しください。

（電話ではお答えできません）

課税台帳の閲覧

所有する土地・家屋の課税台帳（名寄帳）が閲覧できます。

閲覧できる方

固定資産税の納稅義務者、固定資産税の納稅義務者の代理人、借地借家人など

土地・家屋価格の縦覧

土地や家屋の評価が他の土地や家屋と比較し確認できる帳簿が閲覧できます。

閲覧できる方

固定資産税の納稅者（市内に土地、家屋を持つ納稅者）、固定資産税の納稅義務者の代理人

閲覧・縦覧期間

平成21年4月1日～6月1日（土日・祝日を除く）

必要なもの

申請者の印鑑（代理の場合は委任状）、申請者が証明できるもの（運転免許証・健康保険証など）、借地借家人が課税台帳を閲覧する場合は賃貸契約書



地域振興住宅イメージ

地域振興住宅の入居者募集

地域の活性化を目的に、市外から曾於市に定住希望する入居者を募集して、新築賃貸住宅を供給します。

お問い合わせ先

建設課・建設水道課
未吉 ☎ 0986-76-8811
財部 ☎ 0986-72-0941
大隅 ☎ 099-482-5953



地域振興住宅の概要

- ①建設対象地域 市内全域
- ②構造 木造平屋建て
- ③間取り 3LDK・4DK
- ④月額家賃 2万1千円以内
- ⑤入居可能時期 平成22年1月

地域振興住宅の建設地

- ①中谷・柳迫・深川・諏訪・高岡・坂元台地区に建設する住宅

- ②市が新たに用地取得後、建設する住宅

申込資格

- ①申し込み時に世帯主が、おおむね40歳以下で、2年以上市外に住民登録があること
- ②市内定住の意思があること
- ③同居親族（婚約者を含む）があること
- ④義務教育中の子どもがいることまたはその見込みのあること
- ⑤自治会に加入し、地域行事などの活動に積極的に参加できること
- ⑥税等を滞納していないこと
- ⑦申込者または同居者が暴力団員でないこと

申込受付期間

4月1日～5月15日
午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日を除く）

受付窓口

未吉支所建設課
大隅・財部支所建設水道課

申込方法

右記の受付窓口に「地域振興住宅入居申込書」が備え付けてありますので、次の添付書類を添えて、本人または同居親族が窓口に提出してください。なお、郵送での申し込みは、受付期限日の消印まで有効とします。

申込添付書類

- ①住民票謄本の写し
- ②納税証明書（滞納がない証明）
- ③所得証明書

入居決定者の選考

地域振興住宅入居者選考審査会の意見を聴いて、入居順位を決定します。入居順位を決め難いものについては、公開抽選により決定します。

※入居順位については今年度限りの順位となります。

※地域振興住宅は将来希望者は払い下げが可能となります。

※応募者が募集戸数に満たない場合における申込資格の緩和措置

応募者が募集戸数に満たない場合、申込資格①の市外住民登録が2年未満または、市内在住の方も申込資格を有することとして、今回同時に募集します。
なお、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

申込から入居までの手続き

- ①窓口・郵送申し込み
申込者へ「受付番号通知書」を交付します。

②入居者の選考審査・決定

入居資格の確認後、「入居者選考審査会」を経て、入居順位を決定し、応募者へ通知します。

③入居確約書の提出

入居決定者は、これから建設する住宅に入居する確約書を提出していただきます。

④住宅の建設

土地購入・造成・住宅建設

⑤住宅への入居

誓約書の提出、敷金の納付、鍵の引渡し



曾於市下水道浄化センター

公共下水道の供用区域が拡大

さらに広がり供用開始面積は 123haに！



お問い合わせ先

水道課

末吉 ☎ 0986-76-8812

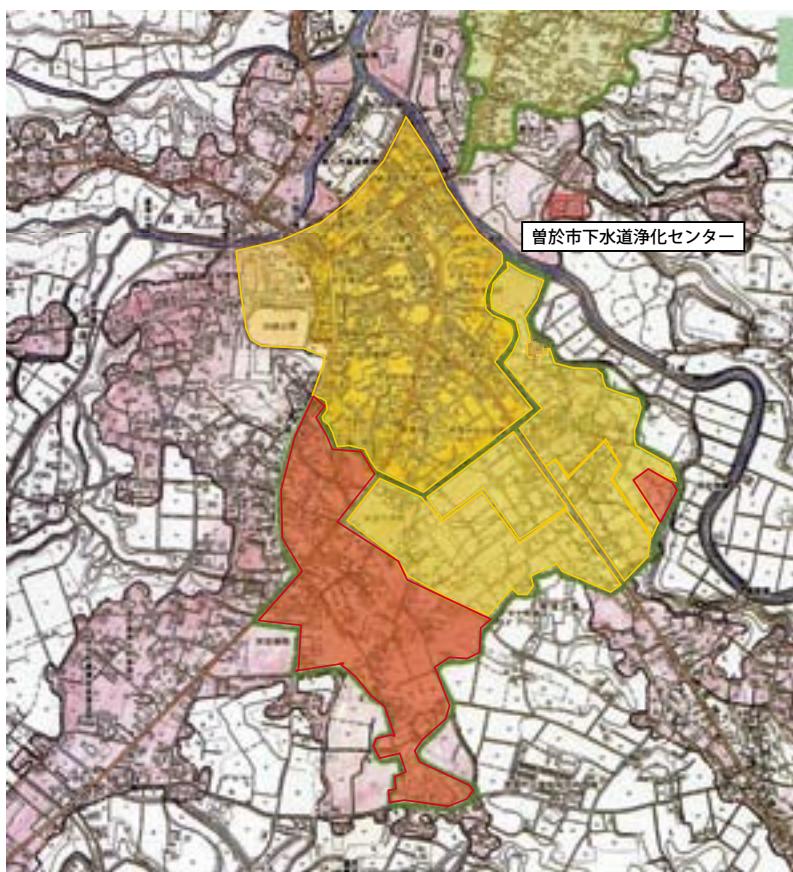
供用区域内では下水道への接続が義務づけられています

曾於市末吉地区では、住み良い快適な環境で生活を送れるよう、公共下水道の整備を進めています。昨年までに供用開始した区域84haの接続率は、今年の3月末で約68・5%となつており、生活排水の改善が大きく図られています。

今年の3月31日から、下水道を使用できる区域がさらに広がり123haとなりました。新たに使用できるようになつた区域は、菅渡東、菅渡、菅渡中、尾崎山、丸尾、掛上などの一部です。（下記図面参照）

供用開始となつた区域内にある建物は、下水道への接続が義務づけられています。接続工事は「曾於市排水設備工事指定店」が行いますので、早めにお申し込みください。

また、排水設備工事に要する費用の一部を補助する制度（右下表）がありますので、ぜひご活用ください。



排水設備工事費の助成率・限度額

排水工事実施年	1年以内	2年以内	3年以内
助成率	30%以内	20%以内	15%以内
助成限度額	8万円	6万円	4万円

※供用開始の時点で、住宅をお持ちの方を対象に排水設備工事費の一部を補助する制度です。
補助を受けるためには、**受益者負担金を納めていただくことが条件**になります。

公共下水道図面凡例

- 未吉町公共下水道面積（全体）370ha
- 二期認可区域
- 既供用開始区域
- 新たに供用開始となった区域



国民年金のはなし

- ・年金移動相談所、学生納付特例制度
- ・国民健康保険税額の変更ほか

お問い合わせ先

市民課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
4月23日 (木)	午前10時～ 午後3時	末吉支所 1階相談室 (保健福祉課横)

年金移動相談所を開設
鹿屋社会保険事務所による年
金移動相談所を開設します。

相談内容

障害年金や遺族年金、年金請求手続きをはじめ、年金受給者の死亡による未支給請求手続き、死亡一時金請求など各種届け出の方法の相談。また年金受給者で年金額に疑問のある方など、年金に関する相談がある方はお気軽にお越しください。なお、相談の際は、年金手帳・年金証書・印鑑などをお持ちください。相談は無料です。

学生納付特例制度
20歳になつたら、学生でも国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に収入がなく、保険料を納めるのは困難です。そこで設けられたのが「学生納付特例制度」です。申請して承認されると、その期間の国民年金の保険料納付が猶予されます。
承認期間は平成21年4月～平成22年3月です。
また、年度ごとに申請が必要です。20年度に引き続き21年度も学生納付特例を受けられる方は、改めて申請してください。

国民年金保険料額が変わります

平成21年4月から平成22年3月までの国民年金保険料は、月額250円引き上げされ、
月額1万4660円となります。

手続き先

市役所市民課国民年金係
必要なもの
印鑑・年金手帳、学生証か在

学証明書
必要なもの
印鑑・年金手帳、学生証か在

退職（失業）による特例免除

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度引き上げられ、最終的に月額1万6900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスをとるためにあります。

20歳になつたら、学生でも国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に収入がなく、保険料を納めるのは困難です。そこで設けられたのが「学生納付特例制度」です。申請して承認されると、その期間の国民年金の保険料納付が猶予されます。

手続き先

市役所市民課国民年金係
鹿屋社会保険事務所

必要なもの

印鑑・年金手帳・離職票または雇用保険受給資格者証の写し



曾於市食育推進基本計画を策定

5項目が盛り込まれた基本計画をもとに
みんなで食育を推進しよう！



お問い合わせ先

経済課

末吉 ☎ 0986-76-8808

食育基本計画を策定

市では食育基本法に基づき、平成21年度から平成25年度までの食育推進に関する基本計画を策定するため、平成20年7月29日に公募委員5人を含む12人で構成される、曾於市食育推進基本計画策定委員会を延べ4回にわたって開催。食育基本計画が審議され、平成21年2月25日に池田市長へ、基本計画（案）の答申がありました。

市では、この答申を受けて内容を十分検討し、3月には曾於市食育推進基本計画として決定し、公表しました。

また、本計画を策定するにあたり標語を市内の小・中学校の児童・生徒から募集し、下記の皆さんの標語を本市の食育を推進するうえでの目標としました。

市では、この答申を受けて内容を十分検討し、3月には曾於市食育推進基本計画として決定し、公表しました。

最優秀賞

『土地の味 受けついでゆこう 未来にも』

財部北中学校1年 桑山 亜衣里

優秀賞

『ごはんつぶ ひとつひとつが たからもの』

月野小学校1年 丸岡 優衣

『すききらい なくせば びょうきもふつとぶぞ』

岩川小学校1年 神牟礼 怜也

『食べようよ ぼくらの町で とれるもの』

深川小学校2年 長崎 優徹

『手に取った しゅんの野菜は 地元産』

岩川小学校5年 橋口 秋桜久

『赤黄緑 栄養バランス 元気のもと』

穂小学校6年 濱田 愛莉

『朝ごはん しつかり食べて エンジン全開』

南之郷中学校1年 室田 翔平

応募者数 市内小・中学校 合計304人

日	月	火	水	木	金	土
			4/1	2	3	4
5	6 ひろば	7 講 座	8	9 ひろば	10 親 子	11
12	13 ひろば	14	15	16 ひろば	17 親 子	18
19	20 ひろば	21	22	23 ひろば	24 親 子	25
26	27 ひろば	28 親 子	29 昭和の日	30 ひろば		

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

●会場：子育て支援センター

午前10時～11時30分

子育てひろば

●会場：末吉総合センター

●会場：財部保健福祉センター

午前10時～11時30分

育児講座

●会場：財部保健福祉センター（7日）

午前10時～11時30分

定額給付金の給付例

氏名	続柄	年齢	給付額
曾於 太郎	世帯主	45	12,000円
曾於 花子	妻	43	12,000円
曾於 山男	子	12	20,000円
曾於 山子	子	8	20,000円
曾於 農男	父	73	20,000円
曾於 農子	母	70	20,000円
合 計			104,000円

※給付額は、1人あたり12,000円です。ただし、平成21年2月1日の基準日に18歳以下の人、65歳以上の人には、1人あたり20,000円になります。

子育てふれあいひろば

4月7日は財部保健福祉センターで育児講座を開催します。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター

大隅 ☎ 099-482-6125（直通）

子育て携帯サイトすまいるキッズ

<http://www.smile-kids.jp/sooshi>

育児講座

7日は財部保健福祉センターで、OKJインストラクターの田鍋いずみさんを講師に招き、「ベビービックス」を開催します。「お母さんが元気なら赤ちゃんも元気！お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔！」です。1歳未満児までの赤ちゃんを持つ親子が対象ですので、当日は動きやすい服装で、バスタオルや飲み物をご持参いただき、親子と一緒にふれあいながら楽しめます。

定額給付金について

間もなく申請書が届きます。

できるだけ郵送での申請をお願いします。

お問い合わせ先

企画課・地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8802

大隅 ☎ 099-482-5921

財部 ☎ 0986-72-0931

●**申請期限**
4月6日～10月6日

※必ず期限内に申請してください。

●**申請・給付方法**

対象世帯へ申請書を4月1日付けて発送します。必要事項をご記入のうえ、同封した返信用封筒で、郵送してください。なお、窓口相談も行っています。

申請・受給者

右記①については、その方の属する世帯の世帯主で、右記②については、登載されている本人になります。

①曾於市の住民基本台帳に登載されている方
②曾於市の外国人登録原票に登載されている方（短期滞在の在留資格で在留する方や不法滞在者は除く）

事業の目的

定額給付金は、景気後退の中、家計への緊急支援として実施するもので、各世帯に広く給付し消費拡大により地域経済の活性化につなげる事業です。

給付対象者

対象者は平成21年2月1日（基準日）に、次の要件のいずれかに該当する方